



特定非営利活動法人 DPI (障害者インターナショナル) 日本会議

Japan National Assembly of Disabled Peoples' International (DPI-JAPAN)

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-11-8 武蔵野ビル 5F

Tel: (03)5282-3730 Fax: (03)5282-0017

e-mail: office_en@dpi-japan.org

URL: <http://www.dpi-japan.org>



2014年7月24日

平成26年度 ODA 大綱見直しに関する障害分野からの緊急声明

私たち全国 86 の障害当事者団体から成る DPI(障害者インターナショナル)日本会議は、6月26日に発表されました、「ODA 大綱見直しに関する有識者懇談会」報告書において、我が国を取り巻く国際環境の変化と、世界が直面する開発課題の多様化・複雑化をふまえ、平和で繁栄した国際環境の構築のため継続して積極的に ODA を通して国際貢献を行い、また我が国の ODA 額の国際目標 GNI 比 0.7% に対する低迷が、国際社会からの信頼に関わると指摘している(4ページ)ことを評価いたします。さらに、重点課題として貧困削減・絶対的貧困の撲滅をめざし、格差の拡大に対処しつつ、誰ひとり取り残さない包摂的な開発の提案がなされたこと(7ページ)について、これを歓迎いたします。

一方で、同報告書において触れられていない重要な課題について、障害当事者の立場より以下の通り要望します。

政府開発援助大綱見直しに向けた要望

障害をもつ人々が他の者と等しく開発の対象となることが保障されるよう、大綱における重点課題・実施上の配慮事項の中に明記すること

要望の根拠となる事項:

1. 障害者の明記

これまで、ODA では「すべての人々が恩恵を受ける」「インクルーシブ」といったビジョンが掲げられてきながらも、障害者や少数民族、難民、性的マイノリティなど開発の過程において排除・周縁化されやすい人々は、依然開発の枠組みの中で主流化されず、結果として障害者は最貧困層として取り残されています。障害者は様々な社会的障壁により社会参加できず見えにくい存在となっていることをご理解ください。その上で、「社会的弱者」という一つの言葉に集約されてしまうことにより女性・子ども等が優先され個別の配慮がなされないことのないよう、各グループの明記が必要です。

報告書は基本方針として基本的人権の推進と社会的弱者の保護(6ページ)を堅持すると述べていますが、2014年2月19日をもって国連障害者権利条約批准国となった我が国としては、障害者が保護されるべき客体ではなく、権利を有しながら社会的障壁により社会参加を妨げられている点を強調すべく「社会的弱者」ではなく「周縁化されやすい人々」あるいは「社会的に脆弱な立場に置かれた人々」としての表記を提起します。その上で各グループの例示を要望します。

2. 障害者の置かれている状況

障害者は世界人口の 15%を占め、また途上国における貧困層の 2 割を占めているにもかかわらず、障害課題は、開発援助の中で主流化されていません。新ODA大綱における民間資金活用、インフラ整備優先と投資環境改善による貧困削減の再認識(10 ページ)は、トリクルダウン効果への回帰であり、大部分が最貧困層である障害者ほど支援を必要としながら開発の効果を得られない結果となることが強く懸念されます。障害程度の重い人々ほど就労機会がなく市場から排除されています。こうした状況への解決策なしに貧困撲滅は不可能であること、成長から取り残される人々に対する支援こそが ODA に求められている役割であることを強調いたします。

3. 法的裏付け

現行の ODA 大綱が閣議決定された 2003 年以降、我が国の障害者政策と障害者を巡る国際的な動きには大きな変化がありました。2006 年 12 月国連にて採択された、障害のある人の基本的人権を促進・保護すること、固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国連障害者権利条約は第 32 条において「締約国は、この条約の目的及び趣旨を実現するための国内的な努力を支援するものとして国際協力及びその促進が重要であることを認めるものとし、これに関しては、国家間において、並びに適切な場合には国際的及び地域的な関係機関並びに市民社会特に障害のある人の団体と共同して、適切かつ効果的な措置をとる」ことを定めています。前述のとおり我が国は 2014 年 2 月に条約批准国となっております。

2011 年 8 月 5 日に改正された障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定める障害者基本法においては、第 30 条で「国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるように努めるものとする」と定めています。また、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられる第 3 次障害者基本計画(2013 年－2017 年)は、分野別施策第 10 項「国際協力」において、「障害者施策を国際的な協調の下に推進するため、障害分野における国際的な取組への積極的な参加、国際協力の推進、障害者団体等による国際交流の推進等を進める」ことを定めています。

これら法的裏付けに基づき、ODA 大綱において障害者支援の施策を講じる必要があります。

日本政府におかれましては、我が国の政策と ODA の整合性、障害当事者の声と国際的な潮流と経緯をふまえ、ODA 大綱の見直しにあたり上記の要望を配慮し、推進頂きますようお願い申し上げます。

特定非営利活動法人 DPI 日本会議